

初診時等における 診療情報取得・活用体制について

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

当院では診断および治療等の質の向上を図る観点からオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者様の薬剤情報又は特定健診情報、その他必要な情報を取得、活用して診療等を行っているため厚生労働省の定めにより以下の点数を算定しております。

【初診時】

マイナ保険証の利用あり、
または他院からの紹介状あり + 2 点

マイナ保険証の利用なし、
またはマイナ保険証を利用しても
診療情報取得の同意をしなかった場合 + 6 点

【再診時】

マイナ保険証の利用あり、
または他院からの紹介状あり 追加点数なし

マイナ保険証の利用なし、
またはマイナ保険証を利用しても
診療情報取得の同意をしなかった場合 + 2 点

なにとぞご理解のほどよろしくお願ひいたします

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが 保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に！

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！



事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは

マイナポータル



マイナンバーカードの健康保険証利用

特定健診情報・薬剤情報について

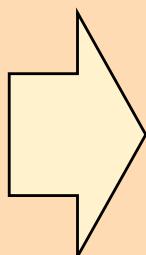
マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合、「マイナ受付」で同意をすれば、医師や薬剤師等があなたの**特定健診情報・薬剤情報を閲覧すること***が可能になりました。

* 同意に基づいて、医療機関・薬局からオンライン資格確認実施機関に特定健診情報等を照会し、医療機関・薬局へ提供されます。

どんなことがあるの？

情報提供に同意いただくことで、例えば、

- 自分が使った薬や過去の健康診断の結果を、口頭ではなく、データによって正確に医師等に伝えることができます
- 入院中の薬剤や院内処方の医療機関で投薬された薬剤も含め、別の医療機関や他の診療科で処方された薬剤の網羅的な情報を医師等に伝えることができます



閲覧した医師等により、
・より多くの**正確な情報に基づいた総合的な診断**や
・重複する投薬を回避し**適切な処方**
を受けることができ、**より良い医療を受けられます**

同意のもと医師等が閲覧できる情報

特定健診情報

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。
※75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

メタボ健診とも
呼ばれているよ。



薬剤情報

医療機関で投与されたお薬や薬局等で受け取ったお薬の情報です。
※注射・点滴等も含みます。